



個人所得税に関する
最新情報
2013年2月

要約

- ▶ 2012年度の個人所得税確定申告をガイドラインする2013年01月15日付けOL 187/TCT-TNCN
- ▶ ネット所得からグロス所得への換算をガイドラインするOL 9142/CT-TTHT
- ▶ 具体的な場合に対する航空券・ホテル代/家賃に対する個人所得税をガイドラインするOL 4656/TCT-TNCN

税務総局は2012年度の個人所得税確定申告をガイドラインする2013年01月15日付けOfficial Letter 187/TCT-TNCNを公表しました。

2012年度の確定申告手続きは2011年度と多く変更がありません。賃金、給与に対する2012年度の確定申告に於いて、特筆すべき重要な点を以下に記しました。

▶ 確定申告の対象

OL 187はベトナムの居住者の課税所得の確定について、2012年01月17日付けOL 230/TCT-TNCNのガイダンスを更新することになります。外国人である個人はベトナムに西暦年度に183日間以上滞在する場合、01月01日から12月31日まで又はベトナムを出るまでのグローバルの所得を申告しなければなりません。

▶ 個人所得税確定申告の委任

- ▶ 暦年度に於いて、長期（3ヶ月以上）雇用契約を一箇所だけと締結して、給与・賃金の所得がある個人は2012年度に12ヶ月継続で勤務しない場合でも、雇用者に確定申告を委任することができます。
- ▶ 以下の場合、個人は雇用者に確定申告を委任できず、自己で確定申告をしなければなりません。
 - a. 雇用者から個人所得税源泉徴収証明書を発行された個人；
 - b. 雇用契約を締結していない、或いは3ヶ月以下の雇用契約を締結している個人；
 - c. サービス提供契約を締結して10%或いは20%の所得を源泉されている個人。（唯一の雇用者から一種類の所得を受けている従業員も含む。）

▶ 扶養人の控除額

- ▶ 個人は扶養登録が延滞、または確定申告時期までに登録することと関係せずに扶養人養育義務が発生時から、扶養控除できます。
- ▶ 居住者の外国人は1月からベトナムを出るまで扶養控除ができます。
- ▶ 会社を変えた個人は扶養控除の登録書を新しい会社に提出しなければなりません。提出するものは、前の会社の確認がある扶養人証明書のコピーとなります。

▶ 課税所得

- ▶ 給与・賃金からの課税所得は以前に公表された個人所得税に関する文書に基づきます。
- ▶ 支払者は納税者に2012年12月以前に発生した給与・賃金を2013年1月に支払う場合、該当給与・賃金は2013年課税所得として計算されます。

▶ 2012年後半期の個人所得税免税

- ▶ 個人は給与・賃金・営業からの月平均所得が累進税率一覧表の1レベルに当たる（或いは5百万ドン以下/月）場合、2012年後半期に個人所得税が免税されます。

2012年納税額 × 6ヶ月

$$\text{免税される金額} = \frac{\text{2012年納税額} \times 6\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}}$$

- ▶ 免税額を差し引いた税額をCircular 28/2011/TT-BTCに添付して発行された様式09/KK-TNCNの個人所得稅確定申告書の第32項目「当期に発生した税額」に記載します。

▶ 免税額がある場合の確定追加申告書類

免税額がある場合、Circular 140/2012/TT-BTCに規定する様式27/MT-TNCN（給与・賃金を支払う組織に対する）及び様式26/MT-TNCN（給与・賃金から所得がある個人に対する）を確定申告書に添付されなければなりません。

▶ 確定申告書類の提出機関

- ▶ 唯一源から給与・賃金の所得がある個人の場合、確定申告は委任された機関によって実施され、その機関の税務当局に提出されます。
- ▶ 二つ源以上から給与・賃金がある個人の場合：
- ▶ 本人控除を計算する支払者を管轄する税務当局に確定申告書類を提出します。年中に転勤して、支払者が変更になる場合、最終の支払者を管轄する税務当局に書類を提出します。
- ▶ 本人控除をまだ計算しない場合、個人が居住する場所（常住或いは一時居住を登録した場所）の税務当局に確定申告書類を提出します。

▶ 税金還付

税金還付は登録税番号のある個人のみを実施され、Circular 28/2011/TT-BTCの第46条に基づきます。

▶ 確定申告書類の提出締め切りは2013年4月1日となります。

2012年11月27日に、Ho Chi Minh市の税務局は個人所得稅を計算する時ために、ネット所得からグロス所得へ換算する際のガイドラインするOL 9142/CT-TTHT (OL 9142)を公表しました。

OL9142により、会社と労働者が合意のもとで雇用契約にネット所得が記載されている場合は、個人所得稅を計算するために、グロス所得へ換算されなければなりません。留意する点はネット所得は会社と労働者が合意したものでなければなりません、仮定税額を差し引いた後の所得と定義されます。

またOL 9142はネット所得を受ける従業員に支給する車手当と家賃手当の処理を規定します。上記の手当が現金で支給される場合、給与に算入して、グロス所得に換算します。現物（合法的インボイス、証憑）を支給する場合、現金給与のみをグロス所得に換算してから車手当、家賃手当（グロス給与の15%以下）をプラスして個人所得税を計算します。それはOL 3565/TCT-TNCNに基づきます。

2012年12月26日に、税務総局は交替勤務で就労する外国人の航空券・ホテルの費用に関する個人所得税ガイドラインOL 4656/TCT-TNCN (CV 4656) を公表しました。

▶ **シフトチェンジ時に、リグ勤務者にベトナムに到着/出発する航空券の費用**

シフトチェンジをする時に、リグ担当者のベトナムに到着/出発する航空券の費用は労働者が所得支払者から受ける出勤手当として認められ、外国人の個人所得税の課税所得となります。一年間に本人の国籍国又は本人の家族が済んでいる国への1回往復航空券の費用は個人所得税を計算する際に控除可能な費用として認められます。

▶ **ホテル代/家賃**

オフショアでの就労が終了した後や、短期訓練コースに参加する期間中のホテル代は合法的インボイス、証憑がある場合、実費で個人所得税の課税所得として計算されますが、その金額は給与・賃金からの総課税所得（実際家賃を含まない）の15%以下でなければなりません。

リグに向かう途中、飛行機を待つ期間中に陸地に滞在する従業員のホテル代は課税所得として計算されません。

お問い合わせ先

このプレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター

trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター

the.gia.tran@vn.ey.com

佐藤 行洋 日系企業担当マネージャー

yukihiro.sato@vn.ey.com

Kyung Hoon Han 韓国系企業担当マネージャー

Kyung.hoon.han@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nhung Tran Thi Tuyet パートナー

nhung.tran@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター

sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター

thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター

thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Takahisa.Onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2012 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000306

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。